

R 02044-2

裏面もご覧下さい

運輸支局長

1. 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。)
2. 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。